

2022年10月20日

加盟店（EC事業者）各位



日本後払い決済サービス協会

会長 柴田 紳

関連法改正へのご対応のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会では今春、後払い決済サービス取引の安全性確保と消費者の利益保護を図る目的として、協会「自主ルール」を発動いたしました。本自主ルールにつきましては、本年改正された関連法（改正特定商取引法・民法改正…成人年齢引下げ）にも対応しており、加盟店各社には2022年4月1日付で「関連法改正へのご対応のお願い」として以下のURLの通り、当協会のホームページにてお知らせしております。

※ 2022年4月1日 「関連法へのご対応のお願い」

https://j-bnpla.jp/news_20220407/

※（ご参考）当協会の自主ルールはこちらを参照ください

<https://j-bnpla.jp/formulation-of-rules/>

加盟店各社におかれましては既にご対応済みとは存じますが、法令対応につき今一度再点検（漏れなどの有無）をお願いいたします。

特に本年6月から改正された特定商取引法では、EC事業者様向けに消費者を誤認させるような表示の禁止（同法第12条の6）に伴い、消費者庁より「各社カートシステムにおける最終確認画面」に関する周知がなされております。また、未成年者契約に関する苦情も依然として発生しております。

改正のポイントにつきましては別紙に記載の通りですので、何卒ご理解いただきトラブル回避に努めてくださいますようお願い申し上げます。

敬具

-法改正に伴うご対応のお願い-

特定商取引法改正

- 2022年6月1日から施行の改正特定商取引法にて、EC事業者様向けに消費者を誤認させるような表示の禁止（同法第12条の6）の施行に伴い、消費者庁より「各社カートシステムにおける最終確認画面」に関する周知が出されています。消費者が“注文確定”の直前段階で契約事項を誤認なく簡単に確認できるよう表示する必要がありますので今一度ご確認くださいませようお願いします。
<対応が必要な項目>

① 分量	② 販売価格・対価
③ 支払の時期・方法	④ 引渡・提供時期
⑤ 申込の撤回・解除に関すること	⑥ 申込期間（期限のある場合）

詳細は別紙②の消費者庁パンフレットをご参照ください。

また、国民生活センターでは、「定期販売」に伴う苦情を事例に消費者に対して“最終確認画面”確認の啓発が行われています。下記 URL をご参照ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_2.html

- 消費者苦情の代表例として、消費者からのお問合せにご対応いただける“電話番号の記載がない。電話してもつながらない。”と言ったものがあります。

→ 特商法で規制されている「不実記載」と見做される恐れがあります。

消費者対応の電話番号の周知と適切なお対応・ご協力をお願いします。

民法改正

- 2022年4月1日より成年年齢が引き下げられました。今まで以上に未成年からの申込みにご注意ください。また、消費者向けに金融庁より啓発もなされています。詳細は下記 URL(政府広報・金融庁)をご参照ください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/seinen.pdf>

- 後払い決済サービスをご利用の際、未成年者は法定代理人（親権者）の同意が必要です。貴社カートシステムにおける“決済選択画面”などの規定文言欄に、以下の文言を掲載いただき、消費者が確認できるようお願いします。

→ 『ご利用者が未成年の場合、法定代理人の利用同意を得てご利用ください。』

全てのEC事業者様へのお知らせ

貴社カートシステムでの 改正法への対応について



改正特定商取引法の施行に伴い“令和4年6月1日”からは
各社カートシステムにおける“最終確認画面”において
顧客が“注文確定”の直前段階で 下記の各契約事項を
簡単に最終確認できるように表示する必要があります

① 分量 商品の数量、役務の提供回数等のほか、 定期購入契約の場合は各回の分量も表示	② 販売価格・対価 複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、 定期購入契約の場合は 2回目以降の代金も表示	③ 支払の時期・方法 定期購入契約の場合は 各回の請求時期も表示
④ 引渡・提供時期 定期購入契約の場合は 次回分の発送時期等について も表示 (顧客との解約手続の関係上)	⑤ 申込みの撤回、解除に関すること 返品や解約の連絡方法・ 連絡先、返品や解約の 条件等について、顧客が 見つけやすい位置に表示	⑥ 申込期間 (期限のある場合) 季節商品のほか、販売 期間を決めて期間限定 販売を行う場合は、 その申込み期限を明示



事業者側が上記事項について、消費者に誤認を与える表示を行った場合、
誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります



消費者庁
ウェブサイト

更なる詳細について、
こちらのサイトで解説しております。
ガイドライン等も掲載しております
ので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します
(注：SNS・チャット型のECサイトも含む)